

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成26年2月3日

分任支出負担行為担当官 九州地方整備局

九州技術事務所長 後田 徹

1 調達内容

- (1) 調達件名及び数量 照明車用カメラ設備購入設置 1式
(電子入札対象案件)
- (2) 調達件名の特質等 入札説明書による。
- (3) 履行期間 契約締結の翌日から平成26年3月31日まで
- (4) 履行場所 福岡県久留米市高野1丁目3番1号
国土交通省九州地方整備局九州技術事務所

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

また、当該入札の入札執行回数は原則として2回を限度とする。なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令第99条の2の規定に基づく随意契約（不落札随契）には移行しない。

(6) 電子入札システムの利用

本案件は、入札及び入札書類データ（証明書等）の提出を電子入札システムで行う対象案件である。なお、電子入札システムによりがたい場合は、紙入札方式参加願を提出するものとする。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）における平成25・26・27年度の「物品の販売」又は「役務の提供等」のB又はC等級に格付けされた九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされていない者であること。

ただし、手続開始の申し立てがなされている者においては、以下の1)及び2)の要件を満たす場合、参加資格を有するものとする。

- 1) 手続開始の決定を受けていること。
- 2) 手続開始の決定後、以下のア)～ウ)を競争参加資格申請場所のいずれか1箇所に提出していること。
 - ア) 更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書(鮮明であれば写しでも可)
 - イ) 許可決定に伴い定款、役員等に変更があった場合には、それを証明する書類(鮮明であれば写しでも可)
 - ウ) 上記イに伴う競争参加資格審査申請書変更届(物品製造等)詳しくは、競争参加者の資格に関する公示(平成26年1月6日)による。
- (4) 証明書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、九州地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (6) 平成10年度以降に元請けとして次に掲げるア)～イ)のいずれかの要件を満たす同種の実績を証明したものであること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。)
 - ア) CCTVカメラ設備を納入設置又は修繕又は点検整備した実績を有すること。
 - イ) 建設機械類(災害対策用機械類及び道路・河川用維持用機械を含む)の点検整備又は修繕した実績を有すること。但し、経営建設共同企業体等にあつては、構成員のうち1社が上記の実績を有していれば良い。
- (7) 九州地方整備局の管轄区域の内、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県又は鹿児島県に営業所等(国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「物品の販売」又は「役務の提供等」の参加資格審査申請書に記載された本店又は支店等営業所の住所による。)が所在すること。
- (8) 配置予定の管理技術者は、平成10年度以降に次に掲げるア)～イ)のいずれかの要件を満たす同種の実績を証明したものであること。
 - ア) CCTVカメラ設備を納入設置又は修繕又は点検整備した実績を有すること。
 - イ) 建設機械類(災害対策用機械類及び道路・河川用維持用機械を含む)の点検整備又は修繕した実績を有すること。
- (9) 配置予定の管理技術者にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を提出するものとし、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

恒常的な雇用関係とは、証明書等の提出日以前3ヶ月以上の雇用関係があることをいう。
- (10) 電子入札システムによる場合は、電子認証(ICカード)を取得していること。
- (11) 入札説明書の交付を受けた者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒830-8570 福岡県久留米市高野1丁目3番1号

九州地方整備局 九州技術事務所 経理課 専門職

電話0942-32-8245（代）（内線220）

(2) 入札説明書の交付場所及び交付方法

3（1）に同じ

なお、郵送による交付は、郵送料を別に必要とする。

(3) 電子入札システムのURL及び問い合わせ先

1) 国土交通省電子入札システム

<https://e2odw.e-bisc.go.jp/CALS/Accepter/> 若しくは、<http://www.e-bisc.go.jp/>

2) 問い合わせ先

3（1）に同じ。

(4) 電子入札システムによる入札書類データ（証明書等）の提出期限及び紙入札方式による証明書等提出期限

平成26年2月12日（水） 17時00分まで

(5) 電子入札システムによる入札書の提出期限及び紙入札・郵送等による入札書類の提出期限

平成26年2月27日（木） 17時00分まで

(6) 開札の日時及び場所

平成26年2月28日（金） 16時30分 九州技術事務所 入札室

4 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除。

(3) 入札者に要求される事項

1) 電子入札システムにより参加を希望する者は、入札書類データ（証明書等）のほかに分任支出負担行為担当官の交付する入札説明書に基づく当該業務の履行実績証明書データ等を作成し、上記3（4）に示す提出期限までにこれを上記3（3）に示すURLに電子入札システムを利用し、提出しなければならない。

2) 紙入札方式により参加を希望する者は、分任支出負担行為担当官の交付する入札説明書に基づく当該業務の履行実績証明書等を作成し、これを必要な証明書等とともに上記3（4）に示す提出期限までに上記3（1）に示す場所に提出しなければならない。

また、1）、2）いずれの場合も、開札日の前日までの間において分任支出負担行為担当官から必要な証明書等の内容に関する説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

(4) 落札対象

上記（3）により提出した証明書等は、分任支出負担行為担当官において技術審査を行い、当該業務の遂行が可能と認められると判断した当該証明書等に係る入札書のみを落札対象とする。

(5) 入札の無効

競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(6) 契約書の作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

予算決算及び会計令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(8) 手続きにおける交渉の有無 無

(9) 詳細は入札説明書による。